

媒体検証ガイドライン（総則）

第1章 総則

1. 検証の目的

このガイドラインは、特定非営利活動法人 日本テクニカルデザイナーズ協会（以下協会という）が発行する広告物の誤った広告表示について検証を行うことについて、特にその目的や成果の内容、さらに正しく運用するための指針として定めたものである。

このガイドラインは協会の会員や有識者の意見などを反映し、2年に一度見直しを行ない、実態に即した内容に改訂している。

また、ここに示す広告表示とは、事業者等が発行、掲載または掲出する宣伝販促媒体物等の広告表示等（以下「表示」という）を示し、これらについて、別途定める所定の手続きを経て、その後、それらの検証対象とした媒体（被検証物）を消費者視点に基づく第三者的立場からの助言により、広く一般社会における表示の適正化および信頼性の高い表示の普及に貢献することを目的とする。

2. 検証の方針

検証方針は以下の視点を考慮し決定する。

1. 製品の安全性、および製品事故の防止
2. 各種法令準拠
3. 社会的責任の達成度
4. その他、必要と思われる内容

なお、適時適切な時点で見直しのため検討を行う。

3. 適用対象となる表示

本ガイドラインは、一般消費者を対象とした次に掲げる表示について適用する。

- 1) 商品、容器または包装による広告その他の表示
- 2) 取扱説明書、保証書等による表示
- 3) カタログ、パンフレット、チラシ、見本その他これらに類するものによる広告
- 4) ポスター、ステッカー、看板その他これらに類するものによる広告
- 5) インターネットその他これらに類する通信媒体によるもの及び口頭による広告
- 6) 新聞、雑誌その他の出版物、放送（音声、画像、有線によるものを含む）、映画及びこれらに類するものによる広告
- 7) その他、宣伝販促媒体物による広告

第2章 検証機関と検証人

4. 検証機関としての原則

協会は、検証機関としての公正不偏を堅持するため、以下の原則に基づく検証を実施する。

- 1) 公平中立性を有する検証体制を確保する。
- 2) 外部有識者等の意見を取り入れたチェック機能を確立する。
- 3) 検証結果の表明に対して影響を受ける可能性のある小売事業者等、およびその取引先の特定の利害関係を有さない。
- 4) 検証開始から終了までの全プロセスが、本ガイドラインに基づいて適正に実施されていたことを確認する。

5. 検証機関としての要件

JTDNA は第三者機関としての公平な立場を遵守するため、一部特例を除き検証作業を協会の定める認定事業者制度の則り指定された事業者（以下事業者と称す）に委託することを原則とし、その事業者の認定について協会は常に下記を確認できる環境を維持する。

- 1) 事業者は常に公正不偏の態度を保持し、協会の情報共有環境内、事業者のホームページなどで、自由に結論を表明する立場を堅持できる事業環境を有する事業者であること。
- 2) 事業者は以下の体制を有すること。
 - ・運営組織の編成と責任体制の明確化
 - ・文書・記録の管理責任体制の明確化
 - ・検証に必要な専門知識と能力を有する複数の検証人の確保
 - ・その他、検証に必要な事項

6. 被検証物を検証する人員（検証人）の要件

事業者内における検証人は以下のスキルを有する協会の正会員（テクニカルデザイナー及びPLアドバイザー）とし、その管理者にスーパーバイザーもしくはスーパーバイザーの指定したインストラクターを置くものとする。

- 製品事故防止策に関する専門知識（PL対策）
- 消費者視点を重視した表示／表記（取扱説明書など）に関する専門知識
- 各種法令および行政の指導ガイドラインなどの専門知識。
- その他の専門的知識、スキル等

第3章 検証方法

7. 検証手順

検証手順等は、JTDNA 事務局にて別に定める方法（別紙1）に準ずるものとする。

8. 検証基準

検証は、以下の基準に基づき実施する。（別紙2）

- 1) 表示内容のチェック：表示された内容は正しいか、過大表示や不適切表示のない、社会的に公正でわかりやすい表示であるかなどを確認する。
- 2) 消費者視点のチェック：法的義務であるか否かに関わらず、消費者視点で明確でわかりやすい表示か、確実に消費者が商品情報を理解できるか、誤使用による事故を予防できるか、などを確認する。
- 3) 原則として「JTDNA 取扱説明書ガイドライン」を基準とする。
- 4) コンプライアンス上のチェック：以下の法令や業界ガイドライン等の基準を参考とし、表示上のコンプライアンスに問題がないことを確認する。各種法令や別に定めるガイドラインの基準等を参考とする。

9. 検証の責任範囲

本検証は、検証委託者（以下「委託者」という）や関係する個人・団体から独立した第三者的立場から、委託者から依頼された表示に対する検証と必要と思われる助言を行なうものとする。並びに委託者の権利を何ら制約、かつ、委託者が行う取引その他の事業行為を不当に制限するものではない。従って、委託者および第三者からの損害賠償等の補償には応じない。

以上

内閣府認証 特定非営利活動法人

日本テクニカルデザイナーズ協会（JTDNA）

平成20年3月31日制定

平成22年9月30日改定